



図書館だより



使わにゃそんそん, 合同図書館～レファレンスカウンターの1年～

弁護士業務のサポート

国立国会図書館のHPに、「カレントアウェアネス」という図書館関係の調査・研究のためのページがある。そこで、THE AMERICAN LAWYERに掲載されたBeyond the Booksという記事が紹介されている。法律事務所図書館員調査の報告で、アメリカの法律事務所ではライブラリアンの仕事が従来の法律関係の調査や図書室業務から、企業情報や周辺情報の調査まで領域を広げているという。

合同図書館の役割も、弁護士に必要な文献を集積するだけでなく、必要とされるさまざまな情報を提供して弁護士業務をサポートすることにある。この「必要とされる情報」はかなり幅広く、そこにライブラリアンの経験と知識が求められる理由がある。

昨年6月から、館内に通常のカウンターのほかレファレンスカウンターを設置し問い合わせの窓口を増やしたのも、まさに業務支援を志向してのことであった。

法律以外の分野の問い合わせ

レファレンスカウンターに寄せられた問い合わせを一覧して気づいたことがいくつかある。まずは、法律以外の分野の調査が意外に多いということ。これまでこのコーナーでも紹介してきた「知能テスト」「電車の混雑率」といった問い合わせである。「特定の手術の成功率」や「婚姻によって改姓した女性の人数」の問い合わせもあった。「自営業の利益率」や「自由業の就労可能年数」も調べている。

少ない手がかりから情報を探す

手がかりの少ない問い合わせも多い。「発令日も番号もわからない法務省の先例」や「年度不明の告示」な

どである。あるいは手がかりと思われたキーワードでは回答が見つからないものもある。たとえば「郵便規則の条文を見たい」という問い合わせがあったが、郵政公社発足にともなって「郵便約款」になっていた。また「質屋営業法の戦前の判例が見つからない」という事例も、「質屋営業法」では見つからないが「民法92条」で判例集に掲載されていた。

引用表記が間違っていたり不明確だった例や、引用の読み方を間違えて聞いてくる例もある。「『行政判例研究』という雑誌」は「『自治研究』という雑誌に載った『行政判例研究』という記事」だったし、「『法学論集82巻』の龍田論文」は『法学論叢82巻』だった。「不動産鑑定協会発行の図書」の問い合わせも、図書としては見つからず雑誌記事に添付された参考資料として見つけることができた。

聞いてきた人がすでにインターネットなどで探したがわからなかったという事例も少なくない。判例誌にまだ載らない最近の判例や新法の解説など「最新の情報」、あるいは戦前の弁護士実務や改正前の法令についての解説などの「電子データ化されていない情報」はその一例である。

何でも聞いてください

これまであげた事例は全て、何らかの回答を提供できたものである。そのほかに回答が見つからなかったもので他の図書館を紹介した例もある。手がかりが少なくても不確かでも遠慮せず、情報検索に多くの経費や時間をかける前に、まず図書館を上手に利用されることをお勧めしたい。求める情報は案外見つかる。見つからない場合も、なにか参考になる情報を入手できることがある。

(合同図書館前事務長 梅原 成子)